

# じょうほく遺産整理業務

令和8年1月5日現在

<b>1. 商品名</b>	・ じょうほく遺産整理業務												
<b>2. 販売対象</b>	・ 個人のお客さま												
<b>3. サービス内容</b>	<p>・ 相続にともなうお手続きにおいて、煩雑になりがちな相続財産に関わるお手続きを、相続人さまに代わってお手伝い・アドバイス差し上げます。</p> <p>(主なサービス内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戸籍の調査・相続人の確定</li> <li>○ 相続財産の調査・確定</li> <li>○ 財産目録の作成</li> <li>○ 遺産分割協議書の作成サポート</li> <li>○ 銀行口座等の解約・名義変更</li> <li>○ 相続に関する専門家のご紹介（税理士・司法書士等）</li> </ul> <p>※ 相続人さまにおいて、相続に係る法的紛争が現に生じている場合や、相続財産の内容、その他の理由により当金庫の手続きの遂行が困難であると認められる場合など、お引き受けできない場合があります。</p> <p>※ その他、所定の審査によりお引き受けできない場合があります。</p>												
<b>4. 手数料</b>	<p>・ 遺産整理業務の手数料は、遺産整理業務対象財産の相続開始時点における当金庫所定の相続財産評価額（消極財産控除前）に対し、下記の料率を乗じて算出される金額の合計額（税込）となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">遺産整理業務対象財産</th> <th style="text-align: center;">料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">1.35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1億円超 3億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">0.80%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3億円超 5億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">0.50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5億円超 10億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">0.45%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10億円超の部分</td> <td style="text-align: center;">0.30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(最低手数料額)</p> <p>・ 遺産整理業務対象財産に関わらず、最低手数料額は、660,000円（税込）とさせていただきます。</p> <p>(サービスの途中解約)</p> <p>・ サービス完了前に、本サービスのご利用を解約される場合には、進捗度合いに応じて、手数料および実費等をご請求させていただきます。</p>	遺産整理業務対象財産	料率	1億円以下の部分	1.35%	1億円超 3億円以下の部分	0.80%	3億円超 5億円以下の部分	0.50%	5億円超 10億円以下の部分	0.45%	10億円超の部分	0.30%
遺産整理業務対象財産	料率												
1億円以下の部分	1.35%												
1億円超 3億円以下の部分	0.80%												
3億円超 5億円以下の部分	0.50%												
5億円超 10億円以下の部分	0.45%												
10億円超の部分	0.30%												
<b>5. 苦情対応措置指定紛争解決機関（金融ADR制度）</b>	<p>一般社団法人 信託協会          連絡先 信託相談所          電話番号 0120-817-335 または 03-6206-3988</p>												
<b>6. その他</b>	<p>・ 財産の種類により、財産の換金の際に株式取扱手数料など、別途費用が必要となる場合があります。</p> <p>・ その他、別途ご負担いただく費用には次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定相続人確定のための戸籍等取得費用</li> <li>○ 財産調査に係る各種証明書等取得費用</li> <li>○ 相続手続きに係る振込手数料</li> <li>○ 税務申告等に係る税理士報酬</li> <li>○ 遺産整理業務に必要な不動産の相続登記に係る登録免許税および司法書士報酬 等</li> </ul> <p>・ 遺産整理業務において、不動産の処分、多数・多岐の財産、多数の関係</p>												

	<p>者などにより、特段の注意と特別の手続きが必要な場合には、別途報酬を申し受けることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・必要な業務に応じて、税理士や司法書士をご紹介します。(別途、費用がかかります。)</li></ul>
--	---